

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

平成27年3月12日（木曜日）

厚生文教委員会

日時 平成27年3月12日（木曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 市民福祉部、教育委員会

| | |
|--------|------------|
| 第12号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第13号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第14号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第15号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第16号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第17号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第18号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第19号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第20号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第21号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第22号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第23号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第24号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第74号議案 | 「質疑・討論・採決」 |

出席委員（6名）

| | | | | |
|-----|------|-------|------|------|
| 委員長 | 中西宏彰 | 副委員長 | 菊地勝昭 | |
| 委員 | 浅尾洋平 | 小野田直美 | 鈴木達雄 | 鈴木眞澄 |
| 議長 | 夏目勝吾 | | | |

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市民福祉部、教育委員会の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 村田道博 議会事務局次長 中島 勝 議事調査課長 伊田成行

開 会 午後 1 時30分

○中西宏彰委員長 ただいまから厚生文教委員会を開会します。

本日は、11日の本会議において本委員会に付託されました第12号議案から第24号議案まで、及び第74号議案の14議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、第12号議案 新城市精神障害者医療費の支給に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第12号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第12号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第13号議案 新城市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑をさせていただきます。

第1条中にあります「新城市が行う」というものを削るということがあります。これは、何のために削るのか改めて伺います。

○中西宏彰委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 平成27年度からこの新城市障害者総合支援法の認定審査会の事務を東三河の広域連合に移管することに伴いまして、新城市において認定審査会が必要なくなることに伴う改正となっております。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 認定員は、新城市の職員が何人いるのでしょうか。

○中西宏彰委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 認定審査会ではありますが、認定審査会は、新城市においては5名の方が審査員となっておりますが、市の職員ではありません。御医者さんが御二人、それから、精神福祉士、社会福祉士の方が御一人ずつ、それと当事者団体、身体障害者の内部疾患の方ですが、その方が審査員としてこれまで審査をしていただいております。

この方の審査の部分に関してだけ東三河の広域のほうに移管するということになっております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑ありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 審査の部分だけについて移管すると今、説明ありましたけれども、ほかの加療のところについては、これは、広域連合というか、他の自治体との整合を図ってのものなのか、そのあたりを伺います。

○中西宏彰委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 加療のものにつきましては、法に定められております加療の分でございます。この法律の施行に際して、他市でも同様、改正のあり方はさまざまありますが、同様に認定審査会の分は削除するというような形になっておるといふふうに聞いております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑ありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 東三河広域連合に移管するという形なんですけれど、ほかの市町も同じ

形での認定審査会を同時にしていくという感じですか。

○中西宏彰委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 おっしゃるとおりです。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第13号議案 新
城市障害者の日常生活及び社会生活を総合的
に支援するための法律施行条例の一部改正に
ついて、私は反対の立場から討論をいたしま
す。日本共産党の浅尾洋平です。

この条例は、新城市で暮らしております障
害者の日常生活と社会生活をサポートする仕
事を新城市から東三河広域連合に移譲する条
例です。そのために「新城市が行う」という
第1条中の文言を削りました。私は、これま
で新城市が責任を持って行ってきた障害者へ
のサポートを文字どおり放棄するものだと考
えています。

私がこの条例を反対する理由は二つありま
す。

一つ目は、新城市議会において、東三河広
域連合の仕事内容がほとんど明らかにならな
かったにもかかわらず、いきなり障害者の日
常生活と社会生活をサポートする仕事を広域
連合に移譲する、手放すというのは言語道断
だと考えています。国の障害者総合支援法に
基づく認定審査会の仕事は、障害にかかわる
詳細な調査を行い、判断を下すものです。私
も質問をしましたが、東三河広域連合が行政
や公共サービスの合理化の名のもとに、今後、
この13号議案の事務の廃止を決めましたら、
新城市の仕事は責任はなくなっていく、つま
り、新城市には戻らないという恐れがあるか
らです。

2点目は、広域連合の仕事内容を明らかに
しないまま、社会的にハンディを負っている
方々への公共サービスから広域連合に移譲す
るということ、この点に大きな疑問を持つか
らです。障害を持った市民の皆さんへの公共
サービスは、常に身近で安定・安心を与える
ものでなければなりません。まだ始まっても
いない広域連合の事務にふさわしくないと思
います。

私は、この条例が新城市にとっては、合理
化になるかもしれませんが、障害を持った
方々にとって、この条例がほんとうによい公共
サービスになるとは思いません。

以上で反対討論といたします。

○中西宏彰委員長 ほかに討論ありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 私は、この第13号議案につ
いては賛成の立場で討論いたします。

簡潔に申し上げますけれども、広域連合発
足の目的は、こういった複数の東三河の自治
体がこれからいろいろなサービスをしていく
ところでありましてけれども、それぞれ共通で
やっていったほうがサービスを受ける方にと
ってもそのサービスの計画性といいましょ
うか、将来にわたって保障するという面では確
実な方法だと思っております。

また、窓口、そして、利用者の方々への対
応については、今までどおり新城市のほうで
きめ細やかに対応していただくことと考えて
おりますので、この条例については賛成いた
したいと思います。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第13号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決
します。

本議案は原案のとおり可決することに賛成

の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、第13号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第14号議案 新城市介護保険条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 この介護保険の改正によって、介護保険料が大幅に上がるというふうな資料があったと思うんですが、具体的にもう一度しますが、どのくらい上がっているのでしょうか。平均でいいです。

○中西宏彰委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 介護保険料につきましては、第5期から第6期の比較ということでお話いたしますけれども、段階がございますので、第5期のときに9段階もございまして、今回は第6期の計画では11段階ということでございまして、その中の平均的な基準額というもので比較させていただきます。

第5期の基準額、これが年額が5万3,400円でございます。第6期の基準額、これが5万9,400円ということになりますので、年額で申し上げますと6,000円の増と、月額では500円ということでございます。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

こういう形で大幅に上がっていると私は思うんですが、全国的にもやっぱり国の改正によって大幅に上がっているという声やニュースを聞くんですが、今回、新城市で上がった料金改定になって、市独自の何か減免措置だとかそういった対応策というのは検討するべきではないかと思うんですが、されたかどうかお聞きします。

○中西宏彰委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 今回の低所得者の減免

につきましては、国のほうが第1から第3まで軽減策を打ち出しております。特別な減額というものを打ち出しておりますので、本市としましては、独自減免ということは考えておりません。計画の中には載せませんでした。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 この今、浅尾委員の質疑がありましたけれども、その今回の変更で事業の会計全体への影響というのはどんな程度というふうなことを思っているのでしょうか。

○中西宏彰委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 介護保険料につきましては、介護サービス費、それから地域支援事業も含めますけれども、介護保険の全てのサービス、全てのサービスというんですか、給付とそれから予防のサービスですね、そういうものを含めまして、そこから金額を割り出していくと。この割り出す作業については、国のほうで示された作業シートによって金額を求められるということでございます。

サービスの充実をということでございますけれども、今回の計画の説明がまだ議会のほうに詳細を示しておりませんので、これからお示しすることになるわけですが、5期のときには地域密着型サービスということで小規模特養とグループホームをそれぞれ1棟整備したわけでございますけれども、今回につきましては、グループホーム1棟を2ユニット、18人分を新たに整備計画に加えたということでございます。

29年度からは、この条例の中にも附則でございます総合事業というものが組み込まれてまいりますので、そちらのほうの新たな事業、それから既存の事業というものも合わせてその計画のサービスの中に組み込んでおるものがございます。

○中西宏彰委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 今回、11段階ですか、とい

うことで、収入があるほうの九、十、十一段階の方々、そちらについては新しい段階ということでありまして、また、収入が高いほうの方は上がる料も率も多いということでありまして、その影響というか、上がるほうの方、今までサービスを受けていて、変化というか、変わるというか、段階が変わる、サービスもひょっとしたらそれに影響されて変わるかもしれないというようなそういった利用者の方が発生する可能性があるんですか。

○中西宏彰委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 保険料とサービスの給付ということには直接は関係いたしません、今回、制度の改正で2割負担ということが8月から始まってまいります。それは、収入に応じてということでございますけれども、段階が高い方は負担がどうだという直接な関係はございません。

○中西宏彰委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 直接関係はないということですが、例えば、自己判断かもしれませんが、サービスを少し遠慮しようかというそういう方向には進まないということですか。

○中西宏彰委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 先ほどの2割負担の方につきましては、そういう抑制効果もある可能性は十分考えられます。2割負担の方については、ある程度所得がある方でございますので、今の所得があるものですから、介護サービスの質を落とさたくないということもあるかと思えますし、2割負担になるということと少しサービスを控えようじゃないかというそこは、また、御自身の判断になりますけれども、少なからず2割負担ということにはサービスが利用ですね、する抑制効果に少しは関係してくるかとは思っております。

○中西宏彰委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 この資料提供していただいたものを見ますと、一、二、三段階の方です

よね、最初から29年度を目指してというか、段階的に料率が下げていくというか、下がっていくという国の方針、消費税の関係もあるということが書いてありますけれども、その金額的には、当然ながら、この3年間は、基準が変わらないということですので、その一、二、三段階の方は金額的に下がっていくということになるということですよ、この三年間のうち。

○中西宏彰委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 当初は、先ほどの委員さんが言われたように、消費税の10%、消費税というところで本来ならばもう少し率が第1、もう27年度から率をもっと少ない率で行くわけだったんですけども、消費税の10%値上げがさき延ばしになったということで、実際には段階的という格好になってしまうんですけども、本来ならば、その29年度の割合が当初から適用されるというわけでございます。さき延ばしになったことによりまして、27年度、28年度については少ない、押さえられた率と、で、29年度からは本来の利率ということになります。

一番その右枠、右の欄にですね、年額、これ、前回の5期のときと比較するとということで、3年間分の増減額を記入したわけでございますけれども、1段階から3段階の方につきましては、3年間分で減額、その5期のときの年額と比べると、年額って3年分ですね、に比べると減額になっているという状況でございます。そういうことで、国が低所得者に対しては減額措置をとったということでございます。

○中西宏彰委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 消費税率と連動しているということで理解しました。

もう一つですね、30年度からこれも共同事務ということで広域連合でやられるというような予定、計画があるわけですが、今回は29年度までということでありまして

も、30年度以降を見てですね、この保険料率とか段階、11段階の設定等にその30年度以降の他の市町村との関係等を見込んだ点というのは何かあるわけですか。

○中西宏彰委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 今回の計画、保険料の金額につきましては、市独自の計画に基づいてということでございますので、保険料統合ということではございませんけれども、情報提供は事前から行ってございまして、各市の保険料については、ある程度もう事前にわかっておりますので、そこら辺で、これ、まだ、今、本議会中でございますのではっきりしたことは言えませんけれども、5市につきましてはおおむね月額500円程度、前後の幅で増額になると。北設のほうは、また、それよりは多くなるわけでございますけれども、5市のところは大体似通った金額の増額になる、ある程度範囲が少ない範囲ということですね、差額がという。これは、別に決めたわけじゃないですけれども、そういう格好になってきたと。

それから、段階につきましては、これは、県内でも11段階が40市、これは県の調査で、事前の調査でございますが、これも確定したわけではございませんけれども、一番11段階が多いということでございまして、東三の中でも東三5市については11段階、5市についてはそう、あと北設については9段階のところと11段階というところでございます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 この中ではないんですけど、この条例が通った場合、500円増額になるということで、保険者に対する周知とか、丁寧になかなかやらないと、突然手紙が来て上がっちゃったんだというような声も必ず出るわけです。その点の配慮の態勢はどういう態勢をとってみえるのか。

○中西宏彰委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 周知につきましては、本議会が通過しましたら、広報「ほのか」で周知を図りますし、また、ホームページにも掲載してまいります。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第14号議案 新城市介護保険条例の一部改正について、私は反対の立場から討論をさせていただきます。日本共産党の浅尾洋平です。

この条例案は、国の介護保険事業の見直しに伴いまして、保険料を全体的に上げていく内容です。

先ほどの質疑でも明らかになりましたが、新城市高齢者保健福祉計画介護保険料の段階別料金状況という資料によりますと、これまで年額5万3,400円だった保険料が月額500円ふえて、年額6,000円増の5万9,400円の値上がりとなります。

では、値上がりした分、私たちの介護保険サービスの質が高まるかということ、私は貧しいものになっていくのではないかと考えております。既に4月からの介護保険制度の改正施行によって、全国から介護難民がふえるのではないかという悲鳴の報道がされております。すなわち、国が決めております介護保険制度改正の内容は、今後のイメージでいきますと、大きく分けて、1点目は、要支援1、2の訪問介護と通所介護を保険給付から外すということです。2点目は、特別養護老人ホームへの入所資格を要介護3以上に限定するという内容でした。この改正によって、新城で介護や特養にかかわっている方々が高い保

険料を払いながら、従来のサービスが受けられなくなる、とりわけ特養ホームから追い出される、そんな枠組みが押しつけられていく可能性が出てきております。

以上の理由から、新城市独自の減免措置がないままに国の施策に従う第14号議案には反対いたします。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 私は、この14号議案 新城市介護保険条例一部改正については賛成の立場で討論いたします。

ただいま説明にもありました収入が少ない方への配慮、それから、この持続的、安定的な介護保険事業の、そしてサービスの維持のために介護料を安定的に確保するという意味での収入のある方への介護料の少し増ということになるわけでございますけれども、そういったことをふまえながら、これからの介護保険事業の中でのサービスを維持していくという、料金は上がる方も中には見えますけれども、やはり、これからの高齢化社会に対応していくためには、ぜひとも痛みを伴いながらもやっていかななくてはならない事業だと、改正であると思えます。

この改正についても、今回、6期目ということでもありますけれども、その時々、また、国のほうでもそのようなこれからの将来社会を見越しての議論がされて、その結果としての消費税のことも合わせても、議論の末の方向が示されているということでもあります。

それに基づいて、新城市で条例化することでもありますけれども、ぜひともこの先の高齢化社会に対応した新城市としてのやはり、思いやりを持った対応を、そして、それぞれの方の生活に手を差し伸べて細やかな対応というものをぜひとも期待を込めまして賛成の討論といたします。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第14号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、第14号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第15号議案 新城市介護保険事業運営協議会条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第15号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第15号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第16号議案 新城市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第16号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第16号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第17号議案 新城市支給認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 この条例の主な内容は、利用者の負担額の軽減だと思うんですが、全体を見ますと、利用者負担の軽減でもあるということが事前の当局の皆さんのレクチャーの中でもわかったんですが、これは、新城市独自の上乗せ条例も含まれていると思うのですが、そこら辺をお伺いします。

○中西宏彰委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 その市の独自の軽減措置でございますが、条例の別表第1の備考欄をごらんいただきますと、その備考欄が、備考が1から8までございます。その7番目と8番目につきましては、本市独自の軽減措置をとっているところでありまして、7番目に書いてありますのが、年少扶養控除のみなし適用ということでございます。これにつきましては、国が今、定めます上限額の保育料なんですけれども、夫婦にプラス二人の子供さんを標準とした家庭でございます。その方たちにつきましては、標準の保育料として規定しておりますので、これにつきまして、

二人以上になった場合に保育料が逆に上がってしまうという状況が発生しますので、これを軽減するために、本来でありますと保育料の算定につきましては、年少扶養控除を加味しない形で市民税の所得割額を算定するんですけれども、その算定に当たって、改正前の年少扶養控除をみなし適用することで、所得割の税額が下がるということで、それに伴って保育料も下がるという形の措置をとっております。

それから8番目につきましても、これは、未婚の、結婚していない方で子供さんを育てておられる女子と男性の方が対象なんですけれども、この方につきましても、税法上では婚姻がないと寡婦控除でありますとか寡夫控除が適用されないんですけれども、子供を育てるということは変わりはありませんので、そのひとり親世帯につきまして税法上の寡婦・寡夫控除をみなし適用することで税額が下がるということで軽減の措置をとっております。

以上です。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

今、新城市がほんとに人口減少が進む中で、こういった子育て応援の市独自の上乗せ施策は大変すばらしいなというふうに思いました。

今回、こういった軽減措置に踏み切った当局の皆さんの至った過程というか、思いというか、その理由がわかれば教えていただきたいんですが。

○中西宏彰委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 この過程に至った経緯はですね、新城市としては、基本保育料の無償化というのも検討している段階でありますので、この計算によって保育料がふえる家庭がないよう、新たな負担をかけないような形で全ての利用者にとりまして、その保育料が上がらないような形にするということを前提に考えて、軽減措置を図っております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第17号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第17号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第18号議案 新城市保育所並びにへき地保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 これは、吉川こども園と宇利こども園を閉園するということが理由なんですけれども、地域で支えてきた園であるわけです。地域の人たちにもこれは御理解を得ての閉園に至ったということで理解していいですか。

○中西宏彰委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 地域と保護者の皆様と協議をして、最終的に本年度末をもって閉園ということを決断させていただいております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第18号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第18号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第19号議案 新城市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第19号議案の質疑なんですけど、今回の国の法改正によって、今回の条例の改正があると思うんですけど、そもそもその国の教育委員長を新教育長に変えるということには、日本共産党はこの法案には反対をしています。

そこで、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律に反対なんですけど、この法律を見ますと、これまで教育委員会が持っていた教育長を任命し、罷免することができる指揮監督権を奪い、首長が教育長を任命するトップダウンシステムへつくり変えるものだと思っております。

この法改正は、やはり、教育の中央集権化を招いて、教育の中立性を破壊するおそれがあると思うんですけど、従来の制度のままでもいいと考えるんですけど、市の認識を伺います。

○中西宏彰委員長 小林教育総務課長。

○小林義明教育総務課長 それではお答えをいたします。

この地方教育行政の組織及び運営に関する法律、一般に地教行法と呼びますが、この改正については法律でありますので、主として

は、国会の議論をこの場でお答えすることではありませんので差し控えさせていただきますが、それをこの法律の改正を受けて市がどう対応するかという点からお答えをしたいと思います。

改正をしたものに対して、今回、条例を3点上げさせていただいておりますが、さきに御案内のとおり、新城市としては、委員と教育委員会で教育憲章という形でこの今回の法律の改正によって、市長の権限が強くなるというところで中立性、安定性、継続性という部分の担保をするという意味で教育憲章を提案させていただいております。これが真っ先に教育委員会の姿勢、今回の姿勢、法律に対する姿勢という部分であるかと思えます。

さらに、ちょっと次の議案にも関係はしてくるんですが、市長の権限が強化されると同時に、今回の法律で先ほど委員がおっしゃられた教育長と委員長が一本化するということで権限がやはり教育長、新教育長の権限も強化されるという法律改正になっております。そのため、当教育委員会にとっても、教育委員会が、教育長は今までは教育委員の一人であったんですが、新制度になりますと教育長が教育委員長の権限を持つもんですから、教育委員会は、教育長と委員という構成になります。ある意味で教育委員会を代表するのが教育長という形になります。そういった意味で、教育委員会の委員の増員を今回、条例提出をさせていただき、1名増員をすることによって、一つの意味では、教育長が抜けた部分を広く、また、深く教育行政を見ていただくという意味での教育委員、それから、もう一つは、教育委員会の教育長へのチェック機能を強化するという意味での上程をさせていただいたということが新城市教育委員会の姿勢であります。

以上でございます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第19号議案 新城市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、私は反対の立場から討論をさせていただきます。日本共産党の浅尾洋平です。

この条例は、教育長の職務専念義務を免除する条件を定めるものですが、これは、国の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律によるものです。

日本共産党は、この条例の理由となっている地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に反対しています。この法律は、今まで教育委員会が持っていた教育長を任命し、罷免することができる指揮監督権を奪い、首長が教育長を任命するトップダウンシステムへつくり変えるものです。この法改正は、教育の中央集権化を招き、教育内容への政治的介入、教育の中立性を破壊するおそれがあるため、私は第19号議案に反対いたします。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

菊地副委員長。

○菊地勝昭副委員長 それでは、私は第19号議案 新城市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について賛成の立場で討論いたします。

国の地方教育委員会の改正ですかね、法によって改正によって教育長は、今までは互選で選ばれていたわけですが、今回は、首長から指名するというようになって、首長の教育に対する権限が強くなることは確かだと思いますが、新城市としては、先ほども説明があ

りましたように、教育憲章を制定して、中立性とか、継続性とか、安定性ですかね、そういうことはもうするというのでお話しも聞いてますし、総合教育会議というのを立ち上げて、教育行政については検討していくということですので、特別問題はないと思ひまして、賛成いたします。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第19号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、第19号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第20号議案 新城市教育委員会の委員の定数を増加する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑へ入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、20号議案の質疑をさせていただきます。

私の立場は、先ほど19号議案で述べたとおりなんですが、私も国の法改正であることは十分周知しております。

その上でなんですが、従来の、先ほどもお答えもあったと思うんですが、従来の委員が6名から7名にふやすことについて、どのような意味があるのか、もう一度お伺いしたいと思ひます。

○中西宏彰委員長 小林教育総務課長。

○小林義明教育総務課長 それでは、また、繰り返すにはなるかと思ひますが、先ほど申

しましたとおり、今回は教育長の立場が変わるということで、新教育長になった場合、教育長は教育委員会においては教育長及び教育委員という形で教育委員ではなくなります。そういう意味では、総勢でいうと6人ということではありますが、今回の条例は、さらに1名増員をさせていただきたいというものであります。

一つは、教育長の立場が違うものですから、教育長をチェックするという意味で6人、もともとの6人を確保したいという部分と、先ほど、それによって、今までと同様、または今まで以上に広く市の教育行政に対して教育委員の目を光らせていただく、または、いろいろなものを考えていただくという立場でございます。さらに教育長の権限強化に対するチェック機能の部分もありますので、活発な議論をしていただきたいという目的で上程をさせていただきます。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第20号議案 新城市教育委員会の委員の定数を増加する条例の一部改正について、私は反対の立場から討論をさせていただきます。日本共産党の浅尾洋平です。

この第20号議案は、国の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴って、新しく教育委員会をつくりかえる条例です。これまでの6人だった教育委員会を新たに答弁でもありましたが、チェック機能を強化していきたいということや、広く委員を募って、いろいろ多角的に見ていく、

教育を見ていくという意味合いもありまして、教育長を含め7名の新教育委員会をつくるというものです。

日本共産党は、この条例の理由となっております地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に反対しております。この法律は、今まで教育委員会がつくって持っていた教育長を任命し、罷免することができる指揮監督権を奪い、首長が教育長を任命するトップダウンシステムにつくりかえるものです。この法改正は、教育の中央集権化を招き、教育内容への政治的介入、教育の中立を破壊するおそれがあるため、私は第20号議案に反対いたします。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 私は、20号議案は賛成の立場で討論いたします。

28年4月より教育長が教育委員から外れ、現行6名のところが5名になります。人選をしっかりと行うということは必要であります。1名ふやすことにより、民間から多くの意見を活発に拾い、そして、より幅広い見地から地域の教育課題を検討することが期待できると考えております。

よって、この20号議案を賛成の立場といたしたいと思います。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第20号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、第20号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第21号議案 新城市教育委員会教育長の給与等に関する条例の廃止を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 先ほどの質疑、21号議案の質疑に入りたいと思います。

先ほどの繰り返しにもなるんですが、この議案の関連する条例は、国の法改正であることは十分承知しております。

この条例案のほうを見ますと、教育長の給与の身分のほうの委譲というか、そういった条例になっていると思うんですが、こちらのほうの従来どおりの制度のままでいいと考えるんですが、市の認識を伺います。

○中西宏彰委員長 小林教育総務課長。

○小林義明教育総務課長 お答えいたします。

今回は、先ほど言われるように、国の地教行法の改正に伴うものでございます。

この地教行法の中では、新教育長は、従来の一般職の身分から特別職の身分に変わるといふように規定をされております。その関係で、新教育長は、新城市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例のほうで位置づけるというふうに自動的になっておりますので、その関係で、今回、今現在、規定しております新城市教育委員会教育長の給与等に関する条例は廃止をしていくという方向で上程をさせていただいております。

なお、全ての今回3条例につきましては、経過措置というものをつけて、新教育長制度に変わるまでは、従来の条例を適用するという形になっております。

以上でございます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第21号議案 新
城市教育委員会教育長の給与等に関する条例
廃止について、私は反対の立場から討論をさ
せていただきます。日本共産党の浅尾洋平で
す。

この第21号議案は、国の地方教育行政の組
織及び運営に関する法律の一部を改正する法
律に伴って、新城市教育委員会の教育長の給
与に関する条例を廃止するという内容です。

先ほど来から申し上げておりますように、
国の教育施策の変更に伴う条例廃止でありま
す。国の法改正がなければ、教育長の給与に
関する条例廃止もないものです。

私、日本共産党は、これまでの教育委員会
から新しい教育委員会へつくり直すことには
反対の立場であります。教育委員会とは何で
しょうか。私は、今回出された新城市教育委
員会の教育憲章案に書かれてありますように、
教育の普遍的な使命に照らし、その中立性、
継続性、安定性を堅持する組織だと考えてお
ります。また、教育の普遍的な使命とは、憲
章案の創設の趣意説明書に書かれてあります
ように、戦争という不幸を繰り返さないため、
日本国憲法のもとで国民主権、基本的人権の
尊重、平和主義を生かすことだと考えており
ます。つまり、教育委員会の組織と責務は、
国や政治の介入を許さず、中立を守り続ける
ことであります。

ところが、今回の国の法改正は、これまで
の教育委員会が独自に持っていた教育委員長
の指揮監督権をなくし、行政区のトップであ
る市長が教育委員長を任命する新制度になり
ます。つまり、新しい教育委員長と教育委員
会は、市長の支配下に置かれます。これでは、

教育の中立性は守られない、破壊されていく
と考えております。

例えば、市長が教育大綱なるものをつくり、
その内容を任命する新教育委員長のもとに実
践するというのも制度上、可能になると考
えております。

教育は、子供の成長、発達のために文化的
な営みであり、教員と子供との人間的な触れ
合いを通じて行われるもので、自由や自主性
が欠かせません。

本市の場合、先日の一般質問でも取り上げ
ましたが、私は、学校の先生方が土日なく働
くという多忙さ、不登校、いじめ、発達障害、
子供の貧困など教育現場の問題は山積してお
ります。これらの問題と私たちが向き合う場
合、まずは、現場の声をつかむことが一番大
事だと思います。決して市長や教育委員長の
トップダウンで解決するような、できるよ
うなものではありません。

私は、今回の法改正は、新城市の教育問題、
根本的に解決する組織体制だとは思われませ
ん。

以上述べた理由により、本条例に反対する
表明として討論といたします。

以上です。

○中西宏彰委員長 討論はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 今回、この第21号議案 新
城市教育委員会教育長の給与等に関する条例
の廃止という議案でございます。これは、
19号議案、20号議案の中での改正の部分だ
というふうに理解をしております。

この案を提出する地方教育行政の組織及び
運営に関する法律の一部改正に伴い、廃止す
るということでございますので、賛成の討論
とさせていただきます。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありません
か。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第21号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、第21号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第22号議案 新城市いじめ対策人権サポート委員会及び新城市いじめ対策人権問題調査委員会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第22号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第22号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第23号議案 新城市就学指導委員会条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第23号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第23号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第24号議案 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第24号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第24号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第74号議案 財産の取得を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第74号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第74号議案は原案のとおり可決す
べきものと決定しました。

この際、委員長からお諮りします。

委員会の審査報告書及び委員長報告の作成
については、委員長に一任願いたいと思いま
す。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認め、そのよ
うに決定しました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会
させていただきます。どうもありがとうございます
でした。

閉 会 午後2時32分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを
証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 中西宏彰